

第 6307 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 10月 25日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 大工、左官、とび職等の受ける報酬

Q：一人親方の大工として独立する予定です。事業所得になりますか、給与所得となりますか？

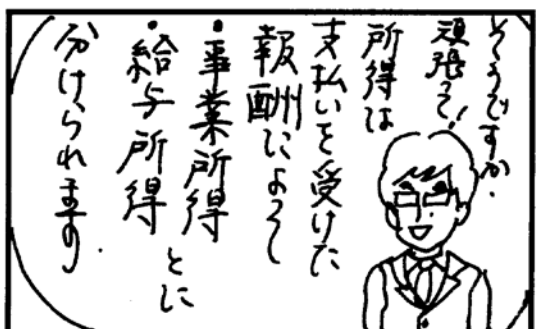
A：次のように取り扱われます。

【解説】

大工が業務を遂行し又は役務を提供したことの対価として支払を受けた報酬に係る所得区分は、その報酬が、請負契約等に基づく対価であれば事業所得、雇用契約等に基づく対価であれば給与所得になります。

なお、この場合において、その区分が明らかでないときは、例えば、次の事項を総合勘案して判定することとなります。

- ①他人が代替して業務を遂行すること又は役務を提供することが認められるかどうか
- ②報酬の支払者から作業時間を指定される、報酬が時間を単位として計算されるなど時間的な拘束(業務の性質上当然に存在する拘束を除く)を受けるかどうか
- ③作業の具体的な内容や方法について報酬の支払者から指揮監督(業務の性質上当然に存在する指揮監督を除く)を受けるかどうか
- ④まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失するなどした場合において、自らの権利として既に遂行した業務又は提供した役務に係る報酬の支払を請求できるかどうか
- ⑤材料又は用具等(くぎ材等の軽微な材料や電動の手持ち工具程度の用具等を除く)を報酬の支払者から供与されているかどうか



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】